

神社祭祀と本庁幣

高原 光 啓

はじめに

本稿は神社の例祭などにおいて供進される本庁幣について制定の経過をたどると共に、改めて本庁幣の意義について考察するものである。「本庁幣供進に関する規程」^{〔1〕}には

第一条 本庁は、全国神社の総意に基いて神社の神徳を顕揚し、斯道の興隆を祈願し、奉賛の誠を捧げる趣旨で、神社の例祭、鎮座祭、本殿遷座祭及び式年祭に、本庁幣を供進する。

と明記されている。この本庁幣については、これまで小野祖教^{〔2〕}が幣帛の概要を論じる中で本庁幣を取り上げ、星野文彦^{〔3〕}は現行制度の問題点を指摘し、長谷晴男^{〔4〕}は行事としての本庁幣献撤について変遷を明らかにし、さらに沼部春友^{〔5〕}・茂木貞純らによって幣帛の歴史、語義を説いた上で本庁幣について触れている。これら先学により本庁幣の歴史や意義は明らかとなっている。

しかしながら「全国神社の総意」により確立した経緯や、制定へと至る背景に関して等閑に付されている部分があるかと思われる。そこで本稿では近代の奉幣制度を本庁幣の背景にあるものと位置付け、本庁幣制定に至る過程に

ついで検討すると共に、「神社祭祀規程」の理念が本庁幣とどのような関係にあるのか、祭祀厳修の意義を念頭に置きつつ考察していきたい。

一、幣帛のあらまし

幣帛自体の意義や歴史に関する詳細は先学^①に委ねたいが、ここで確認しておくとして、幣帛は訓じるとミテグラ、ヌサとよみ、神々に奉るものの総称である。その種類として、布帛・紙・玉・兵器・錢貨・器物・鳥獸など実に多様であるが、神饌幣帛というふうに対比させる場合、幣帛は神の御ものとなる布帛の類を指す^②。

幣帛自体の歴史は古く、『万葉集』によれば旅の安全を祈る際に読み込まれてきたことが分かるが、幣帛の淵源をたずねると、記紀における天石屋戸段に白丹寸手・青丹寸手（『古事記』）、白和幣・青和幣（『日本書紀』）を見出すことができる。これらはそれぞれ楮布（木綿）・麻布を指すというが、神々に幣帛を献り祈願をしたことは神代に遡る。

こうした幣帛は後に律令祭祀制度上に位置付けられ、「神祇令」「延喜式」などにおいて規定されていく。ただ幣帛の意義を考える上で崇神記の記述は見逃せない。すなわち「天の八十毘羅詞を作り、天神地祇の社を定め奉りたまひき。…悉に遺し忘ること無く幣帛を奉りたまひき。此れに因りて役の気悉に息みて、国家安らかに平らぎき」とあり、未曾有のパンデミックとでも言うべき事態に際し、幣帛が供進された国史上の出来事は重要である。だが、やがて齋部広成の時代に至るや「未だ幣を班つの例に入れられずして、猶、介推の恨みを懐けり」という投げかけもなされるに至った。その後、諸社への奉幣は衰退を経て、石清水、賀茂、七社奉幣など一部では再興を見た。加えて、武田秀章^③の指摘によると、近世期の文人・国学者らによる式内社研究の進展によって奉幣を中核とする神社制度が企画されるようになったという。そこで、まずは奉幣と関わりの深い祈年祭再興の論点から確認していきたい。

二、本庁幣の背景

(1) 祈年祭再興

祈年祭の再興をめぐるはすでに藤井貞文⁽¹²⁾によって論じられている。ここに引用する三条実万「忠成公手録書類写」⁽¹³⁾も藤井や羽賀祥⁽¹⁴⁾によつて紹介されてきた史料であるが、幕末において公武の交渉にあたった三条の記録だけに重要なものであり、改めて紹介したい。本史料は朝廷の改革案をまとめたものであるが、その中に「祈年祭之事」がある。それによると祈年祭は「年穀之御祈人命之本」であり「近代外夷之形勢」から行うべきものとされた。ただ神祇官の再興なくして実行は難しいとの認識が示され、

皇太神宮以下国々之神社ニ幣ヲ被頒候事等夥敷事ト相見候得共其儀ハ如何様トモ被減畧皇太神宮其外無止神社ヲ被為祭幣帛モ被從宜不被全備候共何分祭奠之礼ヲ被行被報本之御趣意世ニ遍ク推弘リ候者国家之光曜ト存候

と認められている。班幣の対象を絞つてでも「祭奠之礼」を行うことを主張していたのである。こうした祈年祭重視の認識は知識人からも窺える。矢野玄道は『猷芹詹語⁽¹⁵⁾』において

一 本宮及八神殿御造立、及び祈年・月次・新嘗、四度ノ大祭等御興復ノ儀、既ニ諸哲人奏議モ御坐候故、委クハ不_レ奉_二申上_一候

と記すなど、祈年祭を求める声は高まっていき、神祇官の再興を経て明治二年（一八六九）二月二十日、祈年祭再興の方針が公表され、二十八日に吉田の大元宮を神祇官代として齋行されたのである。この再興の経緯をめぐるは阪本是丸⁽¹⁶⁾によつて明かされている。ただ、このときの祈年祭式についてこれまで触れられていない為、概観しておきたい。

途中、意味の取りにくい箇所があるが、概ね以下の通りであろう。この祭場図（「祈年祭御再興神祇官代之図」は『押小路文書』¹⁸）に収録されるが、本図の通り諸員がそれぞれ所定の座につき、中臣による祝詞の宣読、神祇官人による幣物の巡見を経て上卿が發遣の旨を述べ、「伊勢幣帛」が分たれたのであろう。以上の流れを木村大樹の研究や塩川哲朗の論述と比較すると、古式に従った部分を見出すことができるが、詳細な同異点については今後の課題としたい。

さて阪本が指摘する通り、二年時点では諸社への奉幣は叶わず、翌年以降から次項の通り漸次奉幣制度は整っていったが、応仁の乱で廃絶したとされる祈年祭が約四百年振りに再興され、神宮のみであったものの奉幣が実現したことの意義は大きいと言えよう。

（2） 近代の奉幣制度

前項で述べたように、明治二年祈年祭を契機として神宮はじめ諸社に幣帛が奉られるようになっていく。こうした奉幣制度は維新直後に決定したのではなく、社格制度や祭祀制度など関連する制度形成と共に進められていった。大正年間に官国幣社以下の品目が確定され、昭和十七年（一九四二）に最終的な確定をみたが、明治初年の状況は経過が複雑にして従来あまり触れられてきていない。そこで、本項においては当該期の祈年祭・新嘗祭・例祭に関わる幣帛を確認したい。

まず明治二年（一八六九）に再興された祈年祭は、翌年以降諸社への幣帛が供進された。四年段階の品目は五色繩拾五疋・麻九百目・案一脚であった。¹⁹ 翌五年「官国幣社祈年祭式」において国幣社幣物として五色絹各五尺・木綿二両・麻二両と明示され、制度運用が開始された。

新嘗祭では、四年の大嘗祭班幣²⁰において

官幣大社

賀茂別雷神社 絹二匹、五色帛 各一端、糸 五綯、綿 十屯、麻 三斤

賀茂御祖神社、男山八幡宮、氷川神社同上

松尾神社以下廿五社 五色帛 各一丈、布 一端、綿 三屯

官幣中社 五色帛 各五尺、布 一端、綿 二屯

国幣中社 同上

国幣小社 五色帛 各五尺、布 一端

という品目が分たれ、官社に幣帛が供えられた。これを踏まえ翌年の新嘗祭からも官国幣社の新嘗祭にも幣帛が奉られるようになる。その幣帛料は

官幣大社 七円五捨銭

官幣中社 五円五捨銭

官幣小社 四円七捨五銭

国幣中社 官幣中社に同じ

国幣小社 官幣小社に同じ

というものであった。⁽²⁵⁾

例祭とくに官幣社の幣帛をめぐつては明治五年七月式部寮伺により、大社金二十五円 中社同二十円 小社同十五円という金幣が確定された。⁽²⁶⁾それまでは現品での奉幣が主流であったが、今後は金幣に統一された(現品による奉幣は一部の官社では行われた)。一方、国幣社の例祭では、明治六年九月に祭典の費用が支出される運びとなり、官国幣中社例祭に二十円(内神饌料四円)、官国幣小社例祭に十五円(同三円)の幣帛料が供されることになった。⁽²⁷⁾

こうした改定に伴って明治七年十月に「官幣社例祭祈年新嘗ノ三祭及ヒ国幣社祈年新嘗二祭ノ金幣ハ其都度式部寮

ヨリ国幣社例祭ノ金幣ハ大蔵省ヨリ下行⁽²⁸⁾という取り扱いに落ち着いた。これをもとに制定されたのが翌年の式部寮達「神社祭式」であり、初年から変遷が続いた祭祀制度も「祭祀ノ恒式」(「神社祭式」上表文)をもって一応の完結となつたのである。

三、本庁幣の制定

前節にて触れた通り官幣社例祭・祈年祭・新嘗祭の幣帛料は皇室から、国幣社祈年祭・新嘗祭の幣帛料は皇室から、国幣社例祭帛料は国庫からそれぞれ供進されるという枠組みは近代を通じて存続したが、終戦と共に神社は国家管理を離れ、宮中よりの幣帛は別として国や府県などからの幣帛は供進されなくなった。

そこで昭和二十一年(一九四六)二月神社界では神社本庁を発足させ、民間団体として出発することとなり、官制時代の祭祀関係法令を継承しつつ、占領下の影響を受けながら祭祀制度を策定していった。そうしたなか昭和二十一年九月「神社の例祭に統理若は代理者参向の場合の祭式祭詞、並びに三大祭の官司祝詞に関する件」が通達され、幣帛料が供進されることとなった。長谷晴男⁽²⁹⁾によると、本件は将来的な祭式制定に至る迄の暫定的な措置であったという。その後、昭和二十七年二月の「祭祀規程」制定により祭祀関係規程が整ったことをもって、昭和三十三年六月に「幣帛料供進に関する規程」⁽³⁰⁾(昭和四十六年改正、平成二十年(二〇〇八)改正)が次の通り定められた。

第一条 本庁は、全国神社の総意に基いて神社の神徳を顕揚し、斯道の興隆を祈願し、奉賛の誠を捧げる趣旨で、神社の例祭、鎮座祭及び本殿遷座祭に本庁幣を供進する。

この際、「全国神社の総意」に基づく献幣制度と位置付けられたが、その性格や金額面をめぐって種々議論があった。小野祖教が「神社新報」七一〇号(昭和三十六年四月八日付)若木談話室欄において評議員会での論点を紹介した後、

次のように述べる。

私の学問上の意見としては、もと奉幣は天皇が国の元首として、国民を代表して御祈願を捧げしめられるのに、そへての御供へものであったと考へてゐる。氏子の祭祀の上にこの国民に連る陛下の祭祀が加はつてゐたのが神社祭祀であり、祭政一致の本義であつたと思ふ。

今日は神道指令以来の關係で旧制が絶たれてゐるが、国民の側で総意を集めて、神社本庁といふ包括機関から、その総意による国民幣の精神で献幣し、氏子祭祀に併せた総国民祭祀の趣旨を立てる事は出来る。私は本庁幣を意義あらしめるつもりなら、こゝをおさへて明制を立つべきだと思ふ。

この趣旨をもと、すれば、憲法問題にふれないでも、陛下の御心を頂いて奉幣制を立てる事も出来るし、昔の代官制の如く御名代制もつけれない事ではあるまい。無論それが不徹底で姑息だといふ叱言のあるのは承知だが、現在の段階では過渡的であつても、時に即して精神を継ぐことがよいと思ふ。

ここでは国民幣を主旨としつつ、「陛下の御心を頂い」た奉幣制を示唆している。こうした見解に対し、鳥取・加知弥神社宮司飯田秀明は同紙七二五号(昭和三十六年八月五日付)において反論する。

本庁から出る幣帛に、全国的意義があるとしても、それはあくまで事務的性格のものである。勿論幣帛は金額が問題ではない。精神的內容、信仰的權威が伴はねば無意味である。本庁幣に、信仰的權威が認め難たいとすれば、無いものを有るが如くに見せかけ、それを形式化したに過ぎないと云ふことになる。

献幣のことは、云ふなれば、祭式行事の一つとして、その神社の例祭に當つて、全国神社からの、互礼的なお祝のしるしを、事務的立場から、本庁が代表してお供へすると云ふ程のものであらう。

右の二意見から、本庁幣に公共的性格を見出そうとする立場と、あくまで事務的な物として捉える立場とがあつたことがわかる。こうした相反する意見を背景にしながら、昭和三十八年佐々木行忠統理から諮問を受けて設置された

神社審議会において本庁幣の公共性について議論された。結果、昭和四十一年四月「幣帛料供進の趣旨徹底と取扱の改善について」³¹として答申された。ここでは献幣制度について「神社の公共性の考へ方及び取扱ひ方について、多くの疑問を残したまま行はれた為、今日に至るまで、その趣旨が徹底しないと共に、取扱ひ方も亦、必ずしも十分検討されてゐない」と指摘した上で、「神社は、国家の管理下にあつては、国家の宗祀として、公共祭祀を重視し、これを祭祀の本義として来た。然るに、神社本庁設立以来、神社の祭祀は、氏子崇敬者を本位として営まれることとなり、公共祭祀の形は、制度の上にはあらはれてゐない」とする。そこで幣帛供進の趣旨として次の二点を明確に表すことを求めた。

一、神社の祭祀には、公共の祭祀の精神が表明されなければならないこと。

二、神社の公共祭祀は、皇祖天照大神の神勅を奉じ、皇祚を踐ませ賜へる歴代天皇の、祭政一致の御精神に発することを想起しこの御趣意を奉戴し、

皇祚の無窮

万民の康福

世界の平和人類の福祉の増進

を、公共的に祈願する為、本庁の幣帛を供進すること。

ここにおいて、公共性を重視する神社祭祀と、その象徴としての幣帛が明確に意味づけられたのであった。また、この趣旨に基づく幣帛の取扱ひとして四点の補足があるが、その中で「幣帛料供進の趣旨が明確にあらはれるやう、又必ずこれを制度の上に徹底せしめること」とされた。この点と、昭和四十六年神社祭祀関係規程改正に伴つて本庁幣帛撤が行事として定められたことは無関係ではあるまい。また、宮司以下祭員の座位が左から右へと変更されたことも間接的に影響していたのではないだろうか。長谷晴男³²によると、宮司上位論と献幣使上位論とがあるなかで、宮

司以下は下位より奉仕することが礼の本義として、祭場の座位は右に改まったという。ただ献幣使の座位は「便宜に従ふ」とされたが、今日では左（向かって右）に著くよう指導することが一般的であり、本庁幣を重んじる立場が明確になったと言えよう。

こうした流れを汲んでか、小野祖教は本庁幣の神学を打ち立てるべきとして「神社新報」一五八〇号（昭和五十四年九月三日付）に「本庁幣「代幣」の神学」と題する一文を寄せた。そこでは本庁幣の解釈について

第一解釈 国家幣の制度は廃止された。これに対する本庁幣は異質のもので、「代幣」とはなし難い。よって、神社制定の運動を興し、国家幣の復活をはからねばならぬ。（中略）

第二解釈 国家幣の制度は廃止された。本庁幣は、これとは異質で「代幣」ではない。庁幣には本庁幣としての意味がある。これを尊重することは、国家幣復活と矛盾するものではない。

の二つを掲げ、神社本庁は後者に立つとする。これを受け、小野の理解する本庁の説明とは次の通りとする。

本庁の第一説明 国家幣は廃止された。然し、本庁は（政府の）「代官」として、本庁幣を供進することになった。本庁幣は、国家幣の「代幣」である。

本庁の第二説明 国家幣は廃止された。（本庁が、政府の代官だとは云はぬが）本庁幣は、国家幣の「代幣」として供進するものだ。

この説明は「代官」の有無はあるとして、「代幣」であることを共に強調するものである。そこで小野は本庁幣に公共的性格を見出すために神学的解釈を試みる。菅公の「このたびは幣もとりあへず……」の歌を引き合いに「見立て」の考え方にもとづいて本庁幣を国家幣の代幣にするよう転換することを目指したのである。そして班幣する神社本庁に対して「官に代って」本庁が「代幣」を供進しない訳にはいかない。「官に代って」とすなほに云へば、それは、それでよいだらう。」と述べた上で次の通り結論づける。

然し、私は、預かるといふ語をつかふと、なほよいと思ふ。預かるは、「いづれ、いつの日にか、本主に返す」ことを含みとしてゐる。たとひ、信仰的に、「代幣」の方法が考へられるとしても、国家幣は、国家が供進するのが本儀で、本庁が供進するのが本儀だとは云ひ難い。そこに「便法」の意識がひそむ事は、避け難いのである。

だから私は、その事を率直に、預かると表現し、事態に応じ、「幣帛供進の制度と責任とを預かる」と説明したら、よろしからうと思ふ。

これらを要約すれば、本庁幣を公よりの幣帛に見立てて献幣すること、そして官に代わつて本庁が幣帛を各社に供進すること、さらには、いつの日か国家に返すという意味でそれまでお預かりする、という意味であろう。「公共の祭祀の精神」表明としての幣帛供進を神学的に意味づけるものとして重要な見解と言える。

四、祭祀の厳修と本庁幣

前節に見た答申は神社祭祀に公共性のあることを見なすものであった。これにより長谷晴男が回顧するように「昭和四十年頃になると、漸く占領政策によつて歪められた、神社制度・神社祭祀制度を是正せんとする気運が昂まり」昭和四十六年（一九七二）の神社祭祀関係規程改正へ発展していったのである。改正された「神社祭祀規程」は「肇国以来の伝統である神社と皇室国家との関係を、より一層密接にする」べく「大御心を戴き奉り、宝祚の無窮と国民の繁栄とを祈念する神社祭祀本来の姿を顕現すべきであるといふ観点に立脚して」いた。³⁴さらに、これを承けた同規程の平成十八年（二〇〇六）改正において前文が掲げられ、祭祀の意義が明確化されたのである。

およそ祭祀とは神祇をひたすら奉斎し、神勅に明らかかな報本反始の誠を捧げて、神威を発揚し神徳を敬仰すべき

ことをもつて本義とする。祭祀は皇室国家の隆昌と世界の平安、氏子・崇敬者の繁栄、道義の昂揚と徳性の涵養とをめざす、わが民族固有の伝統的かつ公共的な祈りである。その内容は皇室国家・神宮・神社はもとより、社会一般に関するものに及び、これが執行に当たっては齋戒を重んじ、清明にして恭敬なる心意を尽くして厳修せねばならない。

この前文は祭祀の本義を改めて明示したものととして注目すべきであるが、神社界では自明のことと受け止められていたのか、顧みられることは少ない。そこで本節の論点として前文を中心に検討してみたい。

まず「神勅に明らかな報本反始の誠」とあるように、報本反始の誠に基づいた祭祀が重視される。「神社本庁憲章」にある「祭祀は、報本反始の誠を捧げ、古来の伝統と、別に定める制規に従つて厳修する」という一条と対応している。また神勅と祭祀との関係では西岡和彦の提示する左の命題を念頭に置きたい。

神道の目的は、宝祚無窮・天下太平であり、そのための手段が皇孫守護、すなはち天皇守護である。「神勅と祭祀」とは、神道の目的成就の願ひを告げ(神勅)、そのための手段を諮り、実行するもの(祭祀)である。

次に注目すべきは「伝統的かつ公共的な祈り」である。この伝統の示すところは幅広く、ここで直ちに論断できるものでもないが、端的に言えば茂木貞純の「神代に起源を發する祭祀伝統は、宮中祭祀、神宮祭祀及び神社祭祀という形で現在まで根強く継承されている」という指摘に集約されよう。

一方の公共的祈りに関しては、これまで神社の公共性が模索されてきたなかであつて、祭祀のもつ公共性はとくに留意されてきた事柄と言えよう。岡田莊司⁽³⁹⁾によると、古代において自然災害は神の祟りとされ、人間は自然と共生する道を選んだという。そして「自然・神と人間とを取り結ぶ、具体的作法が祭祀であり、その聖域が神社であつた」とする。さらに、自然の恵みに対する感謝と、祟りである災害に対する畏怖とを考え合わせることで「慎み・かしこむ心」が育まれ、それが「神道」の形成⁽⁴⁰⁾へ至るという見立てからも、祭祀は公共のために齋行された、あるいは

されてきたとしか言いようがないのではないか。

降って中世神社で奏された祝詞からも公共のため祈られていたことが窺える。若狭彦神社『若狭彦大明神詔戸次第』⁽⁴⁾は鎌倉中期の祝詞を筆録するが、所収される「上下宮御祭詔戸」において

……當國^ニ大介自在^ト廳官人郡郷官々万民百姓等心中所願悉令^ニ圓滿^ト給^ハ。惣^ハ。天下泰平國土豊饒……

とあって、天下泰平國土豊饒が祈願される。このほか住吉大社に伝わる『住吉大神宮祝詞』⁽⁵⁾は室町中期に遡るとされる祝詞集だが、同書の「朔幣祝言」においても次の通り認められる。

……依恒例^天毎月^乃今日^於迎^フ留^留每^仁白妙^乃御幣^於捧持^志奉給^布處也御心得^乃盛^仁請納知食給^比異國降伏聖朝安穩^仁國土靜謐社頭泰平諸人快樂^仁志^天常警堅警^亦夜^乃護^乃日^乃護^利幸^江奉給^江止^恐美^恐美^毛申^須御手

右は毎月朔日に国司ないし使が参向し幣帛を奉る際に奏された祝詞だが、国内の平穩が祈願されていたことが明らかである。続いて近世期の祝詞からも同様のことが言える。宝永四年（一七〇七）荷田春満によつて起草された「子安神社例祭祝詞」⁽⁶⁾には

天下彌平^加、四方^乃海彌靜^仁、夜^乃守^利日^乃護^利守^利幸^比賜^陪登[、]神主某恐^禮恐^禮美^毛申^須

とあるように、一貫して公共のため祈願されてきた。こうした歴史を踏まえると、「神社本庁憲章」前文に謳われる通り「神祇を崇め、祭祀を重んずるわが民族の伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易」という一文に集約されると言っても差し支えなからう。

ここまで伝統ならびに公共に関わる祈りを概観したが、「伝統的かつ公共的」と規定されるように、二つを合わせた祈りが具体的に何を意味するのか神社界において吟味されていないのではないか。「神社祭祀の概念をより明らかにすべく」⁽⁴⁾前文は掲げられたとある以上、この祈りの意味は追求されるべきであらう。しかも「わが民族固有」とまで限定している点からすると、より具体性が求められよう。

すなわち伝統的かつ公共的祈りを象徴するものとは何か。本稿で扱う幣帛がそれに合致するものと提起したい。なぜなら、神代に淵源を持ち、律令祭祀の幣帛は年穀への災いがなく、自然災害が起きないように願って献じられるもので、爾来国家祭祀制度の根幹をなしていた。同時に民間においても行われていた儀礼⁵⁾であり、今日でも宮中よりの幣帛は継続し、官制時代の幣帛の精神を継承する(あるいはお預かりする)本庁幣も献じられているものだからである。これらこそまさに伝統と公共とを示すものと言えよう。

したがって、「神社祭祀規程」から導き出される祭祀の厳修とは、神勅に根ざした祭祀を執行することを意識しつつ、伝統に基づいた、かつ公共のための祈りを続けること。そして幣帛を献じるときに臨んでは、伝統と公共の祈りを象徴している本義を忘れてはならない、というものになる。奉仕者はこうした姿勢をもって「皇室国家の隆昌と世界の平安、氏子・崇敬者の繁栄、道義の昂揚と徳性の涵養」を祈願することが求められるのではないだろうか。

おわりに

本稿で論じた通り、「全国神社の総意」に基づく本庁幣は制定当初、意見が分かれていた。神社界の議論を経て今日の定着をみるに至ったが、現状のままでもよしとも言えない。瀬戸神社宮司佐野和史が指摘する通り、本来御祭神の座数に対応した幣帛数が供進されるべきだが、そうなされていない現状をどう捉えるのか。また官制時代では三祭に幣帛が供進されていたが、恒例祭としては例祭のみとなっている点をどう理解すべきか。あるいは大祓では祓物が規定されているのに対し、現物による幣帛の規定を欠いている、など課題点が多い。解決には関係規程の改正を必要とするものであり、直ちに答えの出る問題ではない。今後も祭祀制度拡充のため議論は続けられていくと思われるが、奉仕者にあつては「神社祭祀規程」前文の理念を体現するべく、日々の祭祀にいそしむことが求められると思うので

ある。

註

- (1) 神社本庁編『平成二十年改訂版神社祭祀関係規程附解説』（神社新報社、平成二十四年）、九七頁。以下現行規程の引用は本書に拠る。
- (2) 小野祖教『神道の基礎知識と基礎問題』（神社新報社、平成二十八年）、三四〇―三四四頁。
- (3) 星野文彦著述・発行『神社祭祀の本義』（昭和六十二年）、八二―九三頁。
- (4) 長谷晴男著・発行『神社祭祀行事作法沿革史』（平成十一年）、七三―七八頁。
- (5) 沼部春友・茂木貞純編著『神道祭祀の伝統と祭式』（戎光祥出版、平成三十年）、一九二―二〇三頁。
- (6) 梅田義彦稿「幣帛」『神道要語集 祭祀篇』（神道文化会、平成二十五年）、四〇―四五頁。
- (7) 神社本庁編『神社祭祀同行事作法解説』（神社新報社、平成二十二年）、五頁。
- (8) 本澤雅史『祝詞の研究』第一部第一章（弘文堂、平成十八年）（初出は昭和六十三年）。
- (9) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記 祝詞』（岩波書店、平成六年）、一八一頁。
- (10) 中村幸弘・遠藤和夫『古語拾遺』を読む（石文書院、平成十六年）、一四四頁。
- (11) 武田秀章『国学から國學院へ』（モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践）『國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター』、平成二十四年）、二四―二五頁。
- (12) 藤井貞文『近世に於ける神祇思想』（春秋社松柏館、昭和十九年）、一四〇頁。
- (13) 日本史籍協会編『三條實萬手録』一（日本史籍協会叢書14、東京大学出版会、昭和四十七年覆刻）、四三二頁。
- (14) 羽賀祥二「天皇制と稲作儀礼」（『名古屋大学文学部研究論集（史学）』五九、平成二十五年）、一三九頁。
- (15) 日本思想大系51『国学運動の思想』（岩波書店、昭和四十六年）、五五五頁。
- (16) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）、四七―五二頁。
- (17) 宮内公文書館蔵『祈年祭一件 明治二己年二月二十八日』。
- (18) 内閣文庫蔵『押小路文書』十四。

- (19) 木村大樹「班幣行事の復元的考察」(國學院大學大學院紀要——文学研究科——)第四十九輯、平成三十年)。
- (20) 岡田莊司編『事典古代の祭祀と年中行事』(吉川弘文館、平成三十一年)、七八―七九頁。
- (21) 前掲『事典古代の祭祀と年中行事』、八五頁。
- (22) 国立公文書館蔵『太政類典』第一編、第一二六卷、教法・祭典一。
- (23) 『太政類典』第二編、第二六一卷、教法十二、祭典一。
- (24) 国立公文書館蔵『公文録』明治四年、第六卷、辛未、大嘗会雜記。
- (25) 宮内公文書館蔵『明治五年祭祀録』第一稿二。
- (26) 『太政類典』第二編第二六一卷、教法十二、祭典一ならびに『明治五年祭祀録』第一稿七。
- (27) 『公文録』明治六年第二二卷式部寮伺。
- (28) 『法令全書』に拠る。当該箇所は国会図書館デジタルコレクションにて閲覧(最終閲覧日令和四年九月九日)。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/7879548>
- (29) 長谷晴男『現行神社祭祀制度五十年史』(神社新報社、平成十年)、一七頁。
- (30) 長谷晴男編『神社祭祀関係法令規程類纂』(国書刊行会、昭和六十一年)、一三八頁。
- (31) 『神社審議会記録』神社本庁史研究叢書Ⅲ(神社本庁編集・発行、平成九年)、三三五頁。
- (32) 前掲長谷『現行神社祭祀制度五十年史』、五一頁。
- (33) 前掲長谷『現行神社祭祀制度五十年史』、三七頁。
- (34) 『神社祭祀規程改正要項(昭和四十六年改正要項)』。前掲『平成二十年改訂版 神社祭祀関係規程附解説』、七頁。
- (35) 神社本庁教学研究室編『神社本庁憲章の解説』(神社本庁、平成九年七刷)。
- (36) 西岡和彦「神勅と祭祀——垂加神道の神学から——」(『神社本庁総合研究所紀要』第二十七号、令和四年)、一六八頁。
- (37) 茂木貞純「根強い祭祀伝統」(『神道文化』第三十四号、令和四年)。
- (38) 神社審議会答申第三号「神宮・神社の公共性に関する問題について」(前掲『神社審議会記録 神社本庁史研究叢書Ⅲ』、三一―三二八頁)、阪本是丸「明治の神道について——神社の公共性と宗教性——」(『東京都神社庁研修シリーズその六、東京都神社庁、平成十年』、などを参照)。
- (39) 岡田莊司・小林宣彦編『日本神道史(増補新版)』(吉川弘文館、令和三年)、二七頁。

- (40) 岡田莊司『古代天皇と神祇の祭祀体系』(吉川弘文館、令和四年(初出は平成二十四年)、二九八頁)。
- (41) 神道大系編纂会編・発行『神道大系』(神社編三十三(昭和六十二年)、一二二頁)。
- (42) 谷省吾監修・福井款彦編『神道資料叢刊三』(住吉大社所蔵、住吉大神宮祝詞)(皇學館大學神道研究所、平成三年、六頁)。
- (43) 稲村眞里『評釈 近世名家諄辭集』(明治書院、昭和七年)、一三頁。
- (44) 「神社祭祀規程改正要項(平成十八年改正要項)」、前掲『平成二十年改訂版 神社祭祀關係規程附解説』、四頁。
- (45) 一例をあげると、『令集解』の引用する古記に「村内之人、縁三公私事、往來他國、令輪神幣」とあり、村外への往来するに幣が伴ったことが窺える(歴史学研究会編『日本史史料(1)古代』岩波書店、平成十七年、一九七頁)。
- (46) 座談会「祭務部の設置と今後の活動」(『月刊若木』第七一八号附録、平成二十一年四月)、七一八頁。

(甲斐奈神社宮司)